

山形県観光パンフレット製作業務委託に係る審査要領

1 審査・選定方法

- (1) 審査項目・配点は、別表のとおりとする。
- (2) 県民の立場に立った評価を行う。
- (3) 審査及び選定方法
 - ① 審査は、やまがた観光キャンペーン推進協議会が設置する「山形県観光パンフレット製作業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、提案者から提出された企画提案書の内容により審査する。
 - ② 審査項目は、「企画の基本コンセプト」「企画提案の内容」「一般評価」の3項目とする。
 - ③ 審査員は、①に基づき、②で掲げる項目に対する審査の視点に留意して評価し、配点及び配点参考基準をもとに採点を行う。
 - ④ 審査員の合議により最優秀提案者及び次点者を定める。
 - ⑤ 審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

2 採点の目安

100点満点として、個別の配点は別添審査表のとおりとする。

なお、採点は下表を目安に行うものとする。

配点	非常に 優れている	優れている	普通	やや 不満	不満
10点	10点	8点	6点	4点	2点
20点	20点	16点	12点	8点	4点

【別表】審査項目と審査基準及び配点について

審査項目	審査基準	配点
企画の基本 コンセプト	本事業の目的を十分に理解した上でのコンセプトとなっているか。	10 点
企画提案の 内容	取材、撮影方法が適切でプロモーションとしてより良い素材を収集できるものとなっているか。	10 点
	写真が効果的に使用されており、訴求力のある表紙案、裏表紙案及びコピー文を提案できているか。	20 点
	内容は県内 4 地域の地域バランスが考慮されており、二次元コード等で必要な最新情報にすぐアクセスできる提案となっているか。	20 点
	県内観光マップは見やすく、観光地間の移動所要時間がわかりやすい工夫がなされているか。	10 点
	パンフレット全体を通し、統一感があり、見やすく、本県の魅力が伝わるデザインとなっているか。	10 点
一般評価	業務受託体制及びスケジュールは適切か。	10 点
	見積額の積算内容が妥当か。また、内容と比較して経済的な見積額となっているか。	10 点
	合 計	100 点